

社会福祉法人松和会 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年 4月 1日～令和12年 3月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を、1人あたり80%以上とする

<対策>

- 令和7年 4月～ 計画的な取得に向けた係長研修の実施
- 令和8年 4月～ 有給休暇取得取得状況を見直し、る取得促進のための取組の開始